

若桜町監査告示第9号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成26年11月25日

若桜町監査委員 藤原重明

若桜町監査委員 山根政彦

記

定期監査報告

- 1 監査の実施日 平成26年11月19日（水）
- 2 実施場所 役場3階 全員協議会室
- 3 監査の方法と範囲 産業観光課の所管事務のうち、次の事務に係る執行状況について、職員から通帳、諸帳簿、補助金関係書類及び口述等を求めて実施した。
 - ・納涼花火大会、因州若桜鬼っこまつりなど、外郭団体等の通帳を管理している事業
 - ・その他、所管に関すること
- 4 監査の着眼点 (1) 効率的な組織運営がなされているか。
(2) 法令を遵守して事務事業が執行されているか。
- 5 監査の結果 事業完了後は、速やかに支払等の精算を行うこと。また、切手の管理は受払簿等によって適正な管理を行うこと。

以上